



成田 年雄
議員
(風)

問 教育行政の今後の見通しについて

子どもたちが学びやすい環境づくり
に努めていきたい

問 教育の指導について伺う。更に、いじめ、不登校は幕別町にあるのか、ないのか。今後の学校教育において指導体制の考えはあるのか。

現在、中央教育審議会の動きは、教育制度の改革を指導の対象とするが、幕別町教育委員会ではどういう指導をするのか、どういった考えがあるのか伺う。

新教育長としての考えを伺う。また、教師が学習指導に従わなかった場合は、厳しく対処し、更に教育委員会内部の処罰も考えるべきではないか。

教育長 「いじめ」や「不登校」は、どのような学校においても起こり得る問題であるという認識に立ち、教育委員会として、各学校に対する指導を徹底するとともに、関係機関との連携を強化し、これらの未然防止とスピーディーな初期対応に努めている。

答

まず、「いじめ」については、各学校におけるアンケート調査や教育相談の結果を踏まえると、現時点ではないものと認識している。

しかし、「いじめ」については、どのような学校でも起こり得ることから、所管する各学校には、緊張感を持って未然防止や適切な初期対応に当たるよう指示している。

さらに、昨年度から、「いじめ問題」に関する学校としての認識や対応についての点検を実施し、学校対応の改善に努めている。

また、事案によっては、教育委員会職員も加わって保護者の相談に応じるなど、問題の早期解決に努めている。

次に、病気以外の理由で年間30日以上欠席する、または登校できない、「不登校」の児童生徒数は、平成24年度の実態で、町内の小学校で8名、中学校では11名、合わせて19名となっている。

「不登校」については、学校とし

ての取り組みのほか、どうしても登校できない児童生徒の居場所として、「まつく・ぎ・まつく」を設置し、子どもサポーター3名による教育支援を実施している。

教職員等の指導については、教育委員会は、所管する各学校の教育活動の状況や教職員の指導状況等を的確に把握する責務を負っており、また服務監督権者として、

校長から指導が不適切と思われる教員について報告を受けた場合、適切な指導・助言を行うとともに、

必要があると判断したときは、任命権者である北海道教育委員会に対して、指導が不適切な教員に対する人事管理上の報告等を行っている。

教育委員会として、日ごろから各学校校長に対して、学習指導要領に基づいた適切な指導の展開と進捗管理の徹底を求めているところだが、万が一教師が学習指導要領に従わなかった場合については、

服務監督権者として当該校長に対して改善を指示するとともに、当該職員に対しても、その権限と責任においてしかるべき指導をしていく。

また、事案が処罰対象案件の場合は、任命権者である北海道教育委員会に対して、事故報告や処分の内申を発することになる。

なお、道費負担教職員に対する懲戒処分等の処罰は、幕別町教育委員会には権限がなく、任命権者である北海道教育委員会が行うことになり、市町村教育委員会においては、訓告や注意、指導など、内部的に行う事実上の措置を講じている。

一人で悩まないで一緒に考えよう

◎青少年電話相談窓口(教育委員会内)
月～金 8:45～17:30 電話54-2006
◎子どもサポーター(まつく・ぎ・まつく 西尾峰明・青藤雅晴・青柳正幸)
月～金 10:00～16:00 電話56-7821
上記以外の時間帯 電話56-8141

相談窓口	電話番号	相談時間
子ども電話相談 (十勝子ども家庭支援センター)	0155-22-3322	毎日24時間
少年相談110番 (北海道警察本部)	0120-677-110	月～金 8:45～17:30
教育相談 (北海道立教育研究所)	0120-3882-56	毎日24時間
十勝教育局(教育相談電話)	0155-23-4950	月～金 8:45～17:30

子どもの相談窓口